

「自生」の否定(下)

——ツォンカパ造入中論釈の研究——

小 川 一 乗

ここに「自生の否定(下)」とは、印度学仏教学研究第十九巻第二号に発表した拙文「自生の否定(上)」の続きである。月称 Candrakīrti の入中論に対するツォンカパ Tson-kha-pa の註釈を中心とした——Jayānanda の註釈を参照しつつ——研究であるが、入中論における「自生の否定」の部分に対するツォンカパによる科文に従つて章分けした中の、①②③を(上)として発表したのである。それに続いて次下に残りのすべて④⑤⑥を紹介することにする。(尚、ツォンカパの科文は先の(上)において揭示してあるので、それを参見されたい)

④⑤⑥「因果の両者が一体であることを否定する」は、自生を認めるとき因果が一体となることを難詰している部分である。その中、④「種子と芽との両者における形(sambhāna)等が相異なることになる墮過によつて、「自生を」否定する」では、「自生(svata-upattī)≡他なるものにあらざるもの(ananyatva)」という論拠の上で、第一〇偈a～bに、

「自生」の否定(下)(小 川)

芽を生じる能作因(kāraṇa-hetu)なる種子の色(varṇa)や形(sambhāna)などより相異している芽の形や色や味や功能(sākṛti)や異熟(vipākā)などの相異が、汝において無いことになる。何となれば、種子と芽との両者の自性(svabhāva)の上に、如何なる点よりしても(sarvathā)差別はないからである。

と述べられている。この偈意について、月称は入中論自註で、

もし種子と芽とが他なるものにあらざるもの(ananyatva→自生)であるならば、種子の自体(svarūpa)において「種子の形や色などが」有る如く、同じく芽においても「種子の」形などが「種子の自体においてと同じく」差別されずに認識されることにならなければならない。しかし「そのようなことは、この世間において」全く認識されない。それ故に「種子と芽との形などが相異していても、それらが他なるものにあらざるものであるならば」、蒜などの種子より芭蕉などの芽が「生じる」如くに、「それ

「自生」の否定(下) (小川)

ら蒜と芭蕉とが」他なるものにあらざるものとして道理である。
「しかし、そのようなことは承認されない。」

と説明している。

⑤ 「その過失を排除しようとする回答を否定する」では、
Samkhya の転変説からの反論を想定し、それに対する批判
を、第一〇偈 c 1 d に、

もし人あつて、種子の状態 (avasthā) を捨てて、他なる芽の
状態となることによつて、種子と芽との両者は状態の相異のみで
あるから、かの種子こそが芽となるのである、と云わば、もし先
なる種子の自体 (svatūpa) の状態が除かれ、その状態より他な
る芽の状態の自体 (svatūpa) となるとき、その如く他体 (para-
tūpa) となることを許すとき、かの同じき種子の自性 (svabhāva)
が、かの同じき芽の自性であることにならうしてなるのか。それは
道理でない。

と述べている。さらに月称は、続いての入中論自註の中で
Vaiśeṣika の実 (dravya) や徳 (guṇa) などの句義 (padārtha)
にも言及して、次の如く、

もし人あつて、種子と芽との形 (や色) などが相異してい
ても、実 (dravya) は不相異であるから矛盾はない、と云わば、
それは不合理である。何となれば、形などが把握されないとき、
それら種子と芽との実 (dravya) もまた把握されないが故であ
る。

と述べている。いうまでもなく、種子や芽において、その形
などより別に dravya (実) は把握されなく、そういう実在を
設定することができないというのである。ちなみに、この場
合、Vaiśeṣika からの反論として、実徳業の三句義の和合
(samavāya) 句義が提起されてくることを予想して、それに
ついては、Jayānanda の註釈の中で闕説されている。

⑥ 「二因と果」の状態の各々において、両者が把握される
と把握されないのが同等になるといふ墮過によつて「自生を」
否定する」では、第一一偈に、

もし汝の「主張する」如くに、種子と芽との両者が、ここ世間
において他体にあらざるならば、1) およそ芽の状態 (avasthā)
において種子の把握されない如く、芽というそれも芽の状態にお
いて把握されないことにならう。

2) 或はまた、それら種子と芽との体が、如何なる点においても
「あることによつて、およそ芽の状態においてかの芽の把握さ
れる如く、かれ種子もまた芽の状態において把握されて現に存在
するものとならう。

しかしそうではないが故に、それ故に「①～③に明らかにされ
た」それら二過失 (無意味と無窮尽) を排除しようとして、種子
と芽との両者の体の上に差別はないというそれは承認されない。

と述べ、これをもつて④～⑥において、「自生」を認めて、
種子と芽とが他なるものにあらざるもの (ananyatva) と見な

す定説に対する批判を結んでいる。上巻の批判を結ぶにあたってツォンカパは、仏教における法(dharma)と法性(dharma)との関係に言及して、ここに批判されたと同じようにそれらが実体的に分別されやすい点に注意している。すなわち、

これらの道理を確實に了解するとき、一切法(sarva-dharma)は相互に別体であるが、それら(一切法)の法性(dharmatā)は、「一切法が」別々であつても一であると主張し、また「法が」先の状態(種子)であつたときのかの同じき法性が、「法が」後の状態(芽)となつたときのかの同じき法性であると主張する一切の邪分別は止滅されよう。(85b2~3)

と述べているのは留意されよう。

⑦「定説(siddhanta)として遵奉されない見解の言説においても、「自生の」無いことを説く」では、以上の①~⑥が「真実を了解せんとする定説者の教義を否定する」と科文にいわれている如く、「自生」の主張が定説として勝義的になされている教義——特に Sāṃkhya——を批判してきたのに對して、ここでは、そういう定説に属さないごく常識的な世間の言説(世俗)においても、「自生」の否定されるべきことを説こうとするのである。すなわち第一二偈 a~b に、

以上の如く、真実(tatva)を了解せんとする Sāṃkhya 等の教義(naya)にして、正覺者(仏)の教えより他なるものとし

て考察(parīkṣa)された「自よりの生(svata-utpatti)」を否定して、「次に」定説(siddhanta)に属さないが故に、余他の教義として遵奉されない見解(a-cetna-buddhi)である世間の言説(laukika-vyavahāra)においても、「自生」というこの分別は適切でない、と説かんがために、およそ因(種子)が壊滅したとき、かれ種子の果(芽)が経験されるが故に、それら種子と芽とが一體であると、世間によつても全く承認されない。

と説かれている。

⑧「以上の如く「自生を勝義と世俗とにおいて」否定したことを撰する」では、「自生の否定」の結論(upasamhāra)が説かれている。すなわち第一二偈 c~d に、

かくして、定説に属する勝義分と定説に属さない世間の言説分との両方にとつて、「自生」は道理と矛盾するが故に、それ故に、内外の諸法が自より生起すると規定された(prakalpyam)それは、真実(tatva)なる勝義(paramārtha)とついても、世間世俗の言説(loka-samvṛti-vyavahāra)とついても道理でなご。

と述べ、上巻の①~⑥においての自生の否定が勝義分とされ、直前の⑦においての自生の否定が世間の言説分とされ、その両分において「自生」が承認されないことを撰している。このように「自生の否定」が勝義と世俗との両分より説かれていゝ所以は、もとより月称の Prasamapada において、Svāmītrika 中観派の清弁 Bhāvavīka が「自生の否定」

「自生」の否定（下）（小川）

を「勝義として」と限定したことへの批判がなされているのと密接に関連している。いうまでもなく、月称の *Prasāṅgika* 中観派の立場としては、「自生の否定」にあたつての「勝義として」という限定を批判し、「世俗して」も自生の否定されるべきことを説かねばならない。それは、世俗有を許容する清弁の立場と世俗有を許さず世俗を無明の世界のみとなす月称の立場との相違に基因するのであるが、勝義としてであれ世俗としてであれ、「自生」等の主張がなされるとき、そのすべてを批判していくのが、月称の立場—*Prasāṅgika*—であるからである。かくして、月称は入中論自註において、それ故に、実に軌範師（聖者竜樹）によつて、「勝義として」と差別されずに、自より生じないと総じて自生は否定されている。それ故に、かの清弁が、

諸法は勝義として、自より生じない
現に存在しているものであるが故に
靈魂 (*caitanya*) の如くである

と、差別しているその「勝義として」という差別は無意味であると考えられる。

と述べている。この清弁の論証式は、月称の *Prasannapada* (Sk. p. 22) にも引用され、より詳しく批判されている。

⑨ 「根本般若（中論）の道理によつて「自生を」否定する」は、「自生の否定」を終了するにあたつての竜樹→月称の系

譜を示すものといえよう。まず、月称は第三偈に、

もし自生を認めるならば、果なる所生 (*janna*) と因なる能生 (*janaka*)、また、所作なる業 (*kamma*) と能作なる作者 (*karī*) とが全く一性 (*ekatva*) とならう。しかもそれら（能所）は一体でないから、「自生」を承認すべきではない。何となれば、この入中論と中論において広釈されている過失におちいることになるが故である。

と述べ、続いて、中論第二〇章観因果品の第一九偈 *a* ~ *b* と第二〇偈 *a* ~ *b*、及び第一〇章觀薪火品の第一偈 *a* ~ *b* を引いている。これら所引の中論偈の内容からみて、これらの中論偈に基いて、月称がこの第一三偈を作つたことが明らかに知られる。

かくして、入中論第六章における「自生の否定」は終了するのであるが、ツォンカパは、その註釈を終えるにあつて、所引の中論偈と関連しつつ、次の如く、

以上の如く、「因果の一体性が」否定されたことにおいて、父と子、及び作者と業との両者ともが一体であることを墮過というとき、「それは」認めるが、総じて「因果が」一体であることを墮過というとき「それは道理上」充全でない (*avīṭap*) と、「勝性なる自性 (*prakṛti*) と諸顯現 (*vyakta*) とを一体となす *Samkhyā* 等は」語るが、しかしすでに解釈した如きの「種子と芽との」自性 (*svabhāva*) を一と認めるとき、「種子から芽への」

変化 (vipariṇāma・転変) もまた一であると拡大する (upphūṭi・aṭṭh-) ことができる道理によつて、「しかも種子から芽への変化は認めるべきであるから、總じて因果が一体であることを随過とするのを」排除することはできない。(Sōa 6~8) と結んでいる。

以上で、入中論第六章において、法無我・諸法不生の論理的な説明としての四生(自生、他生、共生、無因生)の否定が説かるれ中の第一の「自生の否定」が終了したのであるが、このように、「自生」をはじめとする「四生の否定」が説かれるについての月称↓ツォンカパの基本姿勢が明らかにされなければならぬ。管見するに、ツォンカパは、この点に関して、「なし」の否定 (med-par-dgag-pa・prasajya-pratiśedha) と「にあらざる否定 (ma-yin-par dgag-pa・paryūḍāsa-pratiśedha)」とに言及する中で明確に答えていると見なされる。ツォンカパは、「四生の否定」がはじまる部分に対する註釈にあたつて、それに先立つてこの「なしの否定」と「にあらざる否定」に言及しているのであるが、彼をして言及せしめている所以は、いうまでもなく、月称の中論釈 Prasannapadaにおいて、四生の中の第一の「自生」が否定されるに際して、「自生にあらざる」という「にあらざる」という否定の仕方 は「自生にあらざる」「他生」など〃を認める可能性を含んで

「自生」の否定(下) (小川)

いるという論難が清弁の般若灯論に基いてなされていることに依つてゐる。それに対する釈答として月称は、「自生にあらざる」という否定が単なる「にあらざるの否定」に終るのでなく、「他生」などの余他の三生をも「にあらざる」と否定することにおいて、四生のすべてが「にあらざる」と否定されることが、結局のところ「なしの否定」を意味していると述べている。これについてツォンカパは、次の如く

Prasannapadaの中に、事物 (bhava) は「自生にあらざる」という宗が『なしの否定』として解釈されるのは、他の三宗(他生と共生と無因生との否定)においても同様であるからであつて、「事物の」自性は無い(無自性)と決着されたときに証成されるのが、所滅(四生)を排除したすべての『なしの否定』である。而して Prasannapadaの中に、この世間において声 (śabda) がある限り、一切は無であるという『なしの否定』は、声の存在を無視した「虚無論 (akimcanya)」であるという等がいわれることによつて、『なしの否定』の「真意」を説かんがために、実に事物が無いという意味は、「事物の」自性が無い(無自性)という意味である。(Sla 6~7)

と説明し、「なしの否定」の内実は、無自性という意味においてのみありうることを述べている。そして中観説における否定というものが、もともと「にあらざるの否定」であつてはならない点を、次の如く説明している。

「自生」の否定(下) (小川)

われわれ(中観者)は、それは無である、「それは」有であると証成しないのであつて、他者(反對論者)によつて、有と分別され無と分別されたものを否定するのである。すなわち「有と無の」二辺を排除して、中道を成ぜんがためである、と説かれてゐるのも、反對論者によつて承認されている有辺と無辺との両「辺」を排除するだけであつて、それを除いた「第三の」他のものを証成するのでない、という意味である。(81b⁶⁻⁸)

と。文意は、「にあらずの否定」におけるような「AにあらざるB」という仕方をもつて、Aでない他のBを設定するのではないということであるが、このように「にあらずの否定」を批判し、「なしの否定」において諸法の無自性を説く意図の上に、「四生の否定」を説く月称↓ツォンカバの基本姿勢が示されているといえよう。それは、仏教をして仏教たらしめているような基本姿勢に通じるのであろうが、いまは、諸法のあり方のすべてを四生の上で分類し、それを批判し、諸法の実在性を完全に否定していく「なしの否定」は、諸法に対する無明による執着の根拠を絶滅するという目的を持つてゐる。その目的のために、「なしの否定」は無自性・空性を説くことを意味している。四生というあり方における一切諸法が批判され、すなわち「有無の二辺が排除され」、執着の対象の実在性が完全に否定されていく。そのことのためにこそ、そこに無自性・空性が説かれていくのである。従

つてツォンカバが述べている如く、「中道」とは、有無の二辺を除いた何らかの「第三の他のもの」——AにあらざるB——を主張し、そこに立場を置くことを意味するのでなく、有無の二辺として撰約されている執着の対象のすべてから、その実在性・根拠を奪つて、執着より解放していくというそのダイナミックな動向に他ならない。実に、月称↓ツォンカバのいう中観仏教とは、無自性・空性という哲学的真理を主張するそのことのために、無自性・空性を説くのではないということであらう。

〈付記〉

一、先の拙文「自生の否定(上)」(印度学仏教学研究第十九卷第二号)と本稿「自生の否定(下)」とにおける入中論本偈の解説文の中で、サイドラインを附してある部分は入中論本偈の文であり、それ以外は、偏意を明確にするために、ツォンカバの註釈等によつて補つた文章である。但し、訳者(筆者)によつて補つた文句は、すべて「〔 〕内と()内に示した。」

二、先の拙文「自生の否定(上)」に順じて、脚註は一切省略した。

三、先の拙文「自生の否定(上)」における訂正。

- (a) 一〇六頁上段十五行目、「勝義世俗二諦↓勝義と世俗」
- (b) 一〇六頁下段一〜二行目、「*utpadyamāna-utpatti-kriyā-yāh kartā*→*utpadyamāna utpatti-kriyā-kartā*」
- (c) 一〇七頁上段十三行目、「全く無意味となる→全く無意味となる(83a⁶~b⁷)」

(以上)